

年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

お問い合わせの際は、
「区」と「通知書番号」をお知らせください

令和 8 年度 年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由
---	-------	--------

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

特別徴収年税額 (円) A		
令和8年4月 円 B	令和8年6月 円	令和8年8月 円
令和8年10月 円 C	令和8年12月 円	令和9年2月 円

特別徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。特に差異があった場合は、改めて通知いたします。

変更も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、本年度税額として、令和9年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

翌年度仮徴収額 (令和9年)	円
4月	円
6月	円
8月	円

納付額

- A 今年度、公的年金から特別徴収する税額の合計が記載されています。(B+C)
- B 令和7年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを仮徴収額として特別徴収します。仮徴収額が令和8年度税額より多くなる場合は、速やかに還付します。なお未納の徴収金(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。
- C AからBを差し引いた残額の1/3ずつを引落します。

翌年度仮徴収額は、来年度も引き続き公的年金等を受給される場合に、令和8年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和9年度仮徴収額として令和9年4月・6月・8月に特別徴収する金額です。

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めめるために個人的な事情を考慮し、所得金額から差し引くものです。法律によってその種類や計算方法が定められています。

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除等の人的控除額の違いについては、通知書裏面をご参照ください。

ふるさと納税を含む寄附金税額控除額がある場合は内訳を記載しています。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の対象となる公的年金の支払者と年金の種類です。
※介護保険料が特別徴収される年金と同じです。

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称
特別徴収を行う公的年金の種類

所得金額

令和7年中(令和7年1月~12月)の所得金額を記載しています。

所得とは、売上等の収入金額からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。
給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて年金所得控除等の必要経費相当額を控除し、所得金額を求めます。

課税標準額

所得金額から基礎控除や扶養控除等の各種所得控除額を差し引いた額を記載しています。この額は税額を決定する基準となる額です。

課税標準額 = 所得金額(1) - 所得控除額(2)
(1,000円未満の端数切捨て)

税額

課税標準額(1-2)にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額(4)から税額控除額(3)を控除した後の額です。(100円未満の端数切捨て)

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

給与・年金から特別徴収する金額です。

●所得金額(1)の内訳 ※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています			●所得控除額(2)の内訳			●人的控除の内訳		
所得区分	所得金額 円	変更前所得金額 円	所得控除区分	所得控除額 円	変更前所得控除額 円	区分	内訳	変更前
営業(等)			基礎			基礎	扶養	同親
総所得金額の内訳			障害者			特別	扶養	老人
農 業			寡婦等			他	扶養	特定
不動産			勤労学生			ひとり親	扶養	他
利 子			配偶者・扶養			勤労学生	扶養	特定
配 当			配偶者特別			配偶者	扶養	特定
給与所得			特定親族特別			他	扶養	特定
(給与収入)	()	()	雑 損			控 除 対 象 外 内 訳	変更前	変更前
雑(年金所得等)			医 療 費			16歳未満の扶養親族数		
(公的年金等収入)	()	()	社会保険料			●減免コード	変更後	変更前
雑(公的年金等収入)			小規模企業共済等			※軽減が適用されている場合に減免コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。		
総合課税・一時			生命保険料					
純・雑損越損失			地震保険料					
小 計			所得控除額計					
山林・退職所得			●課税標準額(1-2)			●税額控除額(3)の内訳		
短期譲渡			区分	課税標準額 円	変更前課税標準額 円	区分	市民税(円)	県民税(円)
長期譲渡			総所得			調 整		
株 式			短期譲渡			住宅借入金等		
先物			長期譲渡			外国税額		
取引			株式・先物			配 当		
条約			山林・退職			配当割戻割		
条約			納付			寄 附 金		
条約			納付			所得割調整		
条約			納付			合 計		

例) 寄附金税額控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ふるさと特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ワンストップ特別控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円

●税 額						
[所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額]+森林環境税額						
内 訳	決 定 税 額		変 更 前 税 額		増 減 額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税額控除前所得割額(4)						
税額控除額計(3)						
税額控除後所得割額(4-3)						
均 等 割 額						
減 免 額						
差 引 合 計						
森 林 環 境 税 額						
年 税 額						
普通徴収税額(納付書等による納付額)						
給与からの特別徴収税額						
年金からの特別徴収税額						
徴収方法	4月()	6月()	8月()	10月()	12月()	2月()
	()内は変更前					

年度 年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

徴収月と金額	年4月	年6月	年8月
	円	円	円
	年10月	年12月	年2月
	円	円	円

市民税・県民税・森林環境税の税額を地方税法及び神戸市市税条例の規定によって、本書のとおり決定しましたので、お知らせします。

年 月 日 神戸市市税事務所長



※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

特別徴収年税額
円

翌年度仮徴収額
(年)

4月	円
6月	円
8月	円

問 神戸市 個人市民税担当
 合せ 〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号-3階
 ナビダイヤル 0570-078-401
 先 (ナビダイヤルを利用できない場合…電話 050-3625-7103へ)

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称
 特別徴収を行う公的年金の種類

●所得金額(①)の内訳 ※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。

所得区分	所得金額 円	変更前所得金額 円
営業(等)		
農業		
不動産		
配当		
給与所得		
(給与収入)	()	()
雑(年金所得等)		
(公的年金等収入)	()	()
純・雑繰越損失		
小計		
山林・退職所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式等		
先物取引		
雑所得		
雑繰越損失		
条約利子・配当		

●所得控除額(②)の内訳

所得控除区分	所得控除額 円	変更前所得控除額 円
基礎		
障害者		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
特定親族特別		
雑損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
所得控除額計		

●人的控除の内訳

区分	内訳	変更前	区分	内訳	変更前
基礎	扶		同居老親		
特別			老人		
障害			特定		
他			養		
寡婦			他		
ひとり親			扶		
勤労学生			同居特障		
配偶者			特別障害		
他			他		
配			特定親族		
偶					
者					
他					

(内訳欄に*印又は人数を表示しています。)

控除対象外内訳 変更前
16歳未満の扶養親族数

●減免コード 変更後 変更前
※軽減が適用されている場合に減免コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

●課税標準額(①-②)

区分	課税標準額 円	変更前課税標準額 円
総所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式・先物		
山林・退職		
条約利子・配当		

●税額控除額(③)の内訳

区分	市民税(円)	県民税(円)
調整		
住宅借入金等		
外国税額		
配当		
配当割株譲割		
寄附金		
所得割調整		
合計		

●税 額
【所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額]+森林環境税額

内 訳	決定 税 額		変 更 前 税 額		増 減 額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税額控除前所得割額(④)						
税額控除額計(③)						
税額控除後所得割額(④-③)						
均等割額						
減免額						
差引合計						
森林環境税額						
年 税 額						
徴収方法						
普通徴収税額(納付書等による納付額)						
給与からの特別徴収税額						
年金からの特別徴収税額						
徴収月と税額	4月()	6月()	8月()	10月()	12月()	2月()
()内は変更前						

税額控除前所得割額(④)は課税標準額(①-②)のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。
 市民税・県民税が納めすぎとなった場合、その額を還付し、他の未納の市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)に充当し、又は未納の森林環境税の委託納付に充てます。後日、過誤納金還付兼充当通知書を送付します。